

建物収去土地明渡等請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

県は、医療福祉拠点整備事業を進めるため、(一財)滋賀県教育会館に対し原状回復した上での土地の返還を求め、話し合いを行ってきた。昨年9月、民事調停の申立てがあり手続きを進めたが不成立となったため、訴訟を提起することとし、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求める。

1 経過

- (1) 平成27年度、県は「医療福祉拠点としての県庁周辺地域の利活用方針(案)」を取りまとめ、(一財)滋賀県教育会館に対し、事業計画を説明し、退去についての話し合いを開始した。
- (2) 教育会館敷地に係る県有地については、一年度ごとに行政財産使用許可を行ってきたが、事業実施スケジュールを踏まえ、平成29年9月30日を許可期限としたところ。
- (3) 平成29年9月26日に、(一財)滋賀県教育会館から民事調停の申立てがあった。その内容は、申立人が教育会館敷地について借地権を有することの確認を求めるもので、平成29年11月30日から平成30年9月13日まで6回にわたり、調停の場で円満な解決を目指して話し合いを続けてきた。
- (4) 9月13日(木)の第6回調停において、双方の主張の隔たりが大きく、調停委員会から、調停での解決は困難との考えが示され、双方了解の上、調停は不成立となった。

2 訴訟の概要

被告：一般財団法人 滋賀県教育会館

代表理事 内海 善夫

- ・滋賀県大津市梅林一丁目207番1、207番3の県有地について、建物を収去して土地を明け渡すこと
- ・平成29年10月1日から土地の明渡し済みまでの使用料相当損害金を支払うこと
- ・第一審判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする

3 関係予算

増額補正額 2,943 千円 (内容) 弁護士着手金 2,745 千円 等